

奈良県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成三十一年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指定年月日
治田 悠介	西大和接骨院 北葛城郡河合町星和台一―一〇―九	平成三十年十一月一日
垣内 奈津子	はりマッサージサロンぽかぽか 大和郡山市北郡山町五九―三	平成三十年十一月五日
守田 清美	訪問マッサージやわらぎ 橿原市石原田町三〇七番八号 二〇二号室	平成三十年十一月十六日
泉 伸二 生駒郡三郷町信貴ヶ丘 三一五―一一		平成三十年十一月十六日